

● 学校事故への対応

～事件・事故発生時において、児童生徒及び教職員等の生命と安全確保を最優先する～

- (1) 児童生徒を取り巻く様々な危険について、具体的にイメージしておく
- (2) すべて事件・事故発生情報は、校長・副校長（又は主幹教諭・事務主任）に急報する。
- (3) 「様々な危険」に危機管理対応をする。
 - ①急病・怪我 ②不審者の侵入 ③火災
 - ④地震等災害：教職員の指示で安全を確保
 - ⑤交通事故：現場で対応（119番・110番通報）
 - ⑥その他：校長・副校長・主幹教諭等による組織的対応、判断
- (4) 危機管理対応の事実を記録する。
（学内での共有、保護者等への説明、訴訟対応等）
- (5) 通学路における《犯罪が起こりやすい場所》をチェックしておく。



参考：「事故が発生した場合の報告の徹底について」（通知）（平成30年4月13日）

